

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 都市計画の変更(九件)……………
- ……(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課・緑地景観課・都市基盤部調整課・街路計画課)……………一
- 都市計画の決定(二件)……………(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課・都市基盤部調整課)……………三
- 土地区画整理組合の解散認可……………
- ……(都市整備局市街地整備部土地区画整理課)……………三
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………
- ……(環境局環境改善部化学物質対策課)……………三
- 種畜証明書の交付……………
- ……(産業労働局農林水産部農業振興課)……………五
- 肥料登録有効期間の更新……………
- ……(産業労働局農林水産部家畜保健衛生所)……………六
- 肥料の登録……………
- ……(同)……………六
- 都道の区域変更……………(建設局道路管理部路政課)……………七
- 特定開発行為に関する対策工事等の完了……………
- ……(都市整備局市街地整備部土地区画整理課)……………三

告示

●東京都告示第二百八十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により東京都市計画用途地域を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和四年三月十日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都市計画用
地域

第一種低層住居専用地域

削除する部分
世田谷区羽根木二丁目、大原二丁目、松原一丁目、大蔵六丁目及び鎌田四丁目各地方内

第一種中高層住居専用地域

追加する部分
世田谷区大蔵六丁目及び鎌田四丁目各地方内

第二種中高層住居専用地域

追加する部分
世田谷区松原一丁目地方内

第一種住居地域

追加する部分
世田谷区羽根木二丁目、大原二丁目及び松原一丁目各地方内

近隣商業地域

追加する部分
世田谷区大原二丁目地方内
削除する部分
世田谷区大原二丁目地方内
世田谷区大原二丁目地方内

二 関係図書の縦覧 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課(東京都庁第二本庁舎二階北側)及び世田谷区役所

●東京都告示第二百八十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により東京都市計画地区計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和四年三月十日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都市計画地区計画

晴海地区地区 変更する部分
計画 中央区晴海一丁目、晴海二丁目、晴海三丁目、晴海四丁目及び晴海五丁目各地方内

二 関係図書の縦覧 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課(東京都庁第二本庁舎二階北側)及び中央区役所

●東京都告示第二百八十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により東京都市計画地区計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和四年三月十日

一 都市計画の種類 東京都知事 小 池 百合子
 都市計画を定める土地の区域
 区計画 東京都市計画地区計画

愛宕地区地区 変更する部分
 計画 港区愛宕一丁目、愛宕二丁目及び虎ノ門三丁目各地内

二 関係図書の縦覧 東京都都市整備局都市づくり政策部
 場所 都市計画課（東京都庁第二本庁舎十
 二階北側）及び港区役所

●東京都告示第二百八十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により東京都市計画地区計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和四年三月十日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都市計画地区計画

神宮外苑地区 追加する部分
 地区計画 港区北青山二丁目地内

変更する部分

港区北青山一丁目、北青山二丁目、
 新宿区霞ヶ丘町、大京町、南元町、
 渋谷区千駄ヶ谷一丁目、千駄ヶ谷
 二丁目及び神宮前二丁目各地内

二 関係図書の縦覧 東京都都市整備局都市づくり政策部
 場所 都市計画課（東京都庁第二本庁舎十

二階北側）並びに港区役所、新宿区役所及び渋谷区役所

●東京都告示第二百八十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により東京都市計画公園を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和四年三月十日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都市計画公園

第五・六・十 削除する部分
 八号明治公園

港区北青山二丁目及び新宿区霞ヶ丘町各地内

二 関係図書の縦覧 東京都都市整備局都市づくり政策部
 場所 都市計画課（東京都庁第二本庁舎十
 二階北側）

●東京都告示第二百八十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により西東京都市計画河川を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和四年三月十日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域
 西東京都市計画 河川

第一号石神井 追加する部分
 川 西東京市南町一丁目、柳沢一丁目、
 柳沢二丁目、柳沢三丁目、柳沢五
 丁目、柳沢六丁目、東伏見一丁目、
 東伏見五丁目及び東伏見六丁目各
 地内

二 関係図書の縦覧 東京都都市整備局都市づくり政策部
 場所 都市計画課（東京都庁第二本庁舎十
 二階北側）

●東京都告示第二百八十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により東京都市計画道路を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和四年三月十日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都市計画道路

幹線街路放射 削除する部分
 第十六号線

中央区日本橋二丁目及び日本橋茅場町一丁目各地内

二 関係図書の縦覧 東京都都市整備局都市づくり政策部
 場所 都市計画課（東京都庁第二本庁舎十
 二階北側）

●東京都告示第二百八十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により東京都計画道路を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和四年三月十日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都計画道路

幹線街路環状 削除する部分

第四号線 港区南青山二丁目地内

二 関係図書の縦覧 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課(東京都庁第二本庁舎十 二階北側)

●東京都告示第二百八十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により東京都計画道路を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和四年三月十日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都計画道路

幹線街路補助 削除する部分

線街路第百十 中央区日本橋箱崎町地内
二号線 変更する部分

中央区日本橋箱崎町、江東区佐賀一丁目、佐賀二丁目、福住一丁目、福住二丁目及び深川一丁目各地内

二 関係図書の縦覧 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課(東京都庁第二本庁舎十 二階北側)

●東京都告示第二百八十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十九条第一項の規定により東京都計画地区計画を決定したので、同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和四年三月十日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都計画地区計画

武蔵小山賑わい軸地区地区計画

品川区小山三丁目地内

二 関係図書の縦覧 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課(東京都庁第二本庁舎十 二階北側)及び品川区役所

●東京都告示第二百九十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十八条第一項の規定により武蔵野都市計画河川を決定したので、同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和四年三月十日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

武蔵野都市計画河川

第二号石神井川 武蔵野市八幡町二丁目地内

二 関係図書の縦覧 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課(東京都庁第二本庁舎十 二階北側)

●東京都告示第二百九十一号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第四十条第二項の規定に基づき令和四年三月十日付けで野津田東土地区画整理組合の解散を認可したので、同条第五項の規定により告示する。

令和四年三月十日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都告示第二百九十二号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十七年東京都告示第二百三十八号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年三月十日

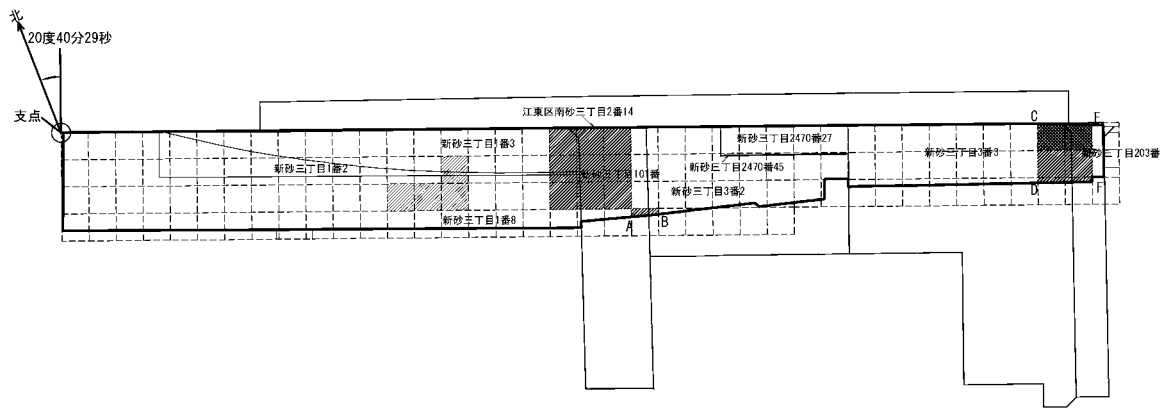
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(江東区南砂三丁目地内及び同区新砂三丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



【格子の回転角度(20度40分29秒)】
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに、回転させた角度を示す。

【凡例】
 影響変更時要届出区域(平成27年東京都告示第238号により指定された区域)
 指定を解除する区域
 単位区画
 敷地境界
 界境界

【支点】
支点は、江東区新砂町三丁目1番8の最北端とする。

【境界点座標】
 支点 (X: -36692.055, Y: -386.001)
 A (X: -36797.116, Y: -201.192)
 B (X: -36799.806, Y: -191.519)
 C (X: -36819.233, Y: -49.214)
 D (X: -36839.688, Y: -56.933)
 E (X: -36846.556, Y: -38.148)
 F (X: -36826.890, Y: -30.726)

※支点及び境界点座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

●東京都告示第百九十三号
家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第百九号) 第四条

第一項本文の規定に基づき種畜証明書を次のとおり交付した旨農林水産大臣から通報があったので、同法第八条第二項の規定により告示する。

令和四年三月十日

東京都知事 小池 百合子

証明書番号 等級 種類 品種 名号

生年月日

検査年月日

飼養者住所・氏名

三一六三〇二〇〇五 二級豚 合成豚 トウキョウX オウメ 九〇九四七五 平成二十六年一月二十一日

令和三年十月二十日

青梅市新町六丁目七番地の一
公益財団法人東京都農林水産
振興財団

三一六三〇二〇〇三 同右 同右 同右 トウキョウX オウメ 一六〇九五二七 平成二十六年二月九日

同日

同右

三一六三〇二〇〇九 同右 同右 同右 トウキョウX オウメ 八〇九七一 平成二十六年六月十二日

同日

同右

三一七三〇二〇〇二 同右 同右 同右 トウキョウX オウメ 一〇九七二六 平成二十六年六月十四日

同日

同右

三一八三〇二〇〇一 同右 同右 同右 トウキョウX オウメ 一一〇九八三二 平成二十六年八月十日

同日

同右

三一八三〇二〇〇一 同右 同右 同右 トウキョウX オウメ 一一〇五八〇 平成二十七年十二月九日

同日

同右

三一八三〇二〇〇二 同右 同右 同右 トウキョウX オウメ 一一〇七五八 平成二十八年三月二日

同日

同右

三一八三〇二〇〇三 同右 同右 同右 トウキョウX オウメ 一一〇七九四 平成二十八年三月六日

同日

同右

三一九三〇二〇〇一 同右 同右 同右 トウキョウX オウメ 四一一六七四 平成二十九年五月九日

同日

同右

三二〇三〇二〇〇四 同右 同右 同右 トウキョウX オウメ 九一三二七三 令和元年六月十九日

同日

同右

三二〇三〇二〇〇五 同右 同右 同右 トウキョウX オウメ 五一三三〇八 令和元年七月八日

同日

同右

三二一三〇二〇〇二 同右 同右 同右 トウキョウX オウメ 二一三八九五 令和二年四月十三日

同日

同右

●東京都告示第二百九十四号

肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第百二十七号)第十二条第二項の規定に基づき、次のように肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

令和四年三月十日

東京都知事 小池百合子

登録番号	有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の名称及び住所
東京都第八九二号	令和九年八月二十日	蒸製骨粉	二二・〇蒸製骨粉三号	窒素全量 二二・〇 リン酸全量 三・〇	り 公定規格のとおり	号 荒川区町屋五丁目二十二番・ 徳岡商会株式会社
東京都第八九四号	令和九年八月二十日	蒸製骨粉	二〇・〇蒸製骨粉	窒素全量 二〇・〇 リン酸全量 三・五	り 公定規格のとおり	号 荒川区町屋五丁目二十二番・ 徳岡商会株式会社
東京都第九六六号	令和九年十月十日	副産石灰肥料	五〇・〇副産石灰	アルカリ分 五〇・〇	り 公定規格のとおり	調布市仙川町二丁目五番地七 キュービータンゴ株式会社
東京都第九六六号	令和九年十二月十四日	肉骨粉	シートボツニール	窒素全量 八・〇 リン酸全量 九・〇	り 公定規格のとおり	西多摩郡瑞穂町二本木四百三十三番の二 富士化学株式会社

●東京都告示第二百九十五号

肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第百二十七号)第七条第一項の規定に基づき、次のように肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

令和四年三月十日

東京都知事 小池百合子

登録番号	有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の名称及び住所
東京都第九七〇号	令和十年二月十五日	副産動物植物質肥	米・五油かす粉	窒素全量 一・五	公定規格のとおり	東京都墨田区東墨田一丁目九番一号 東京レンタリング協同組合

●東京都告示第二百九十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年三月十日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

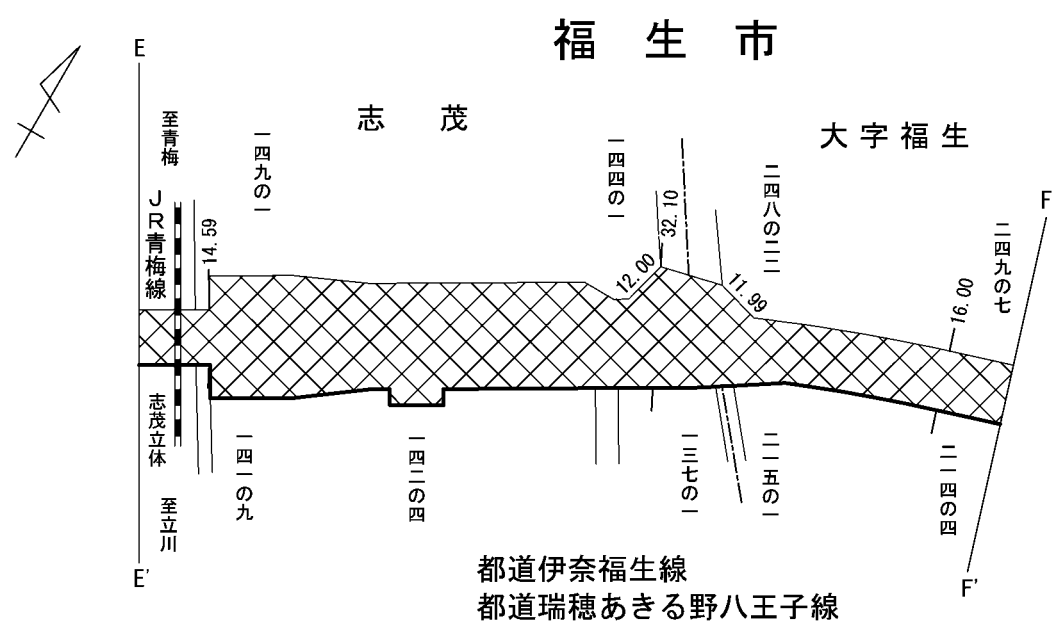
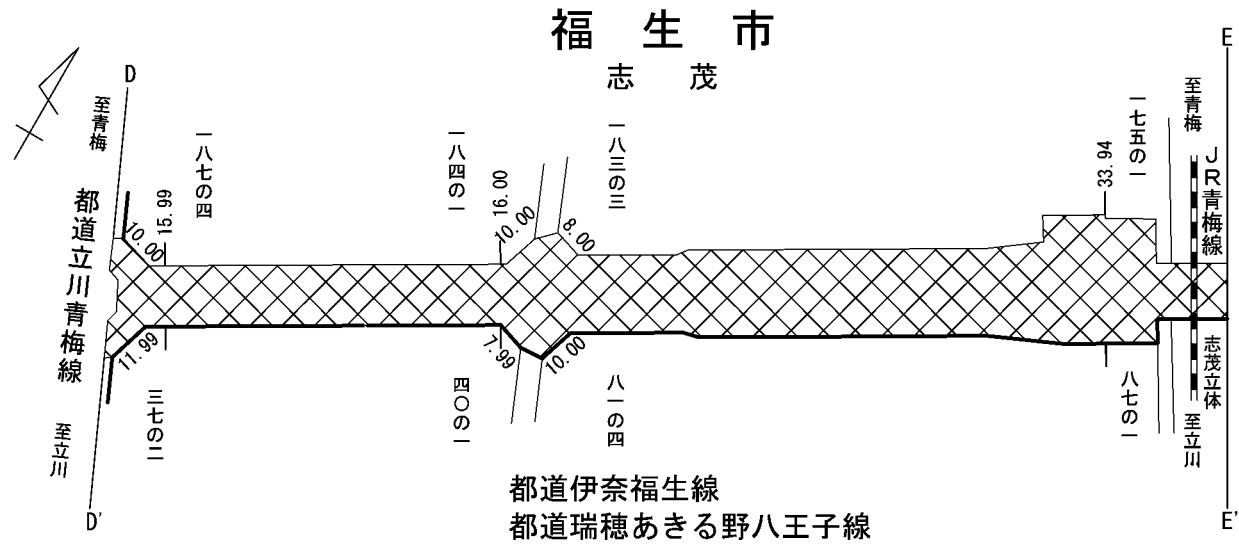
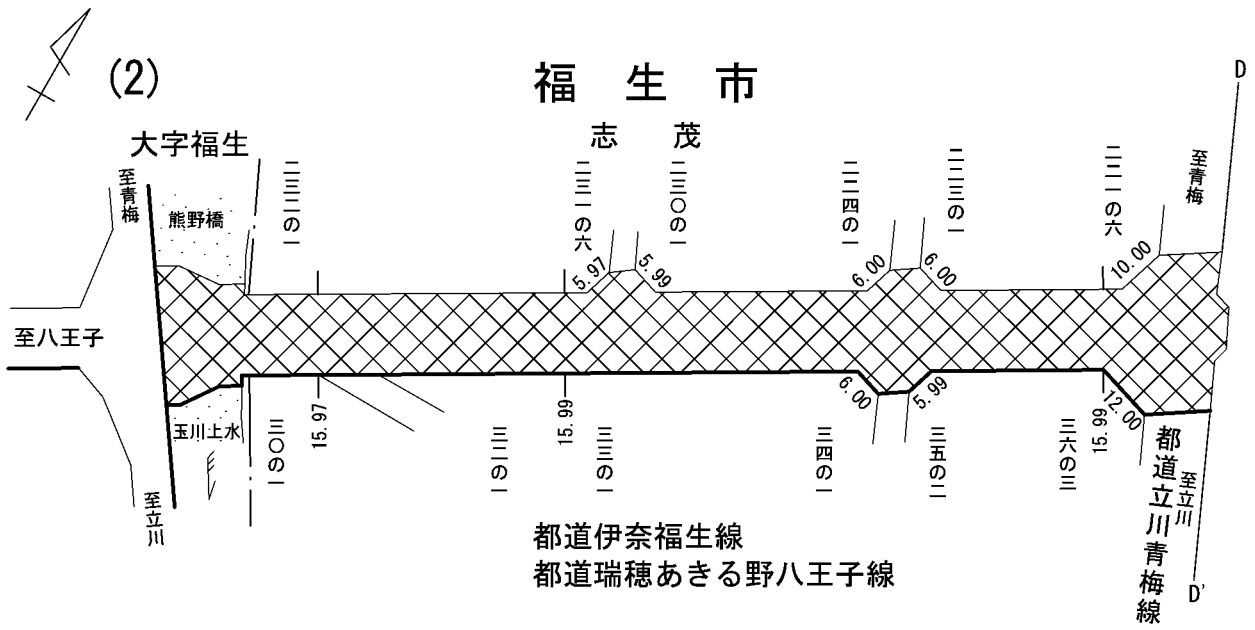
令和四年三月十日

東京都知事 小池百合子

一 路線名 伊奈福生

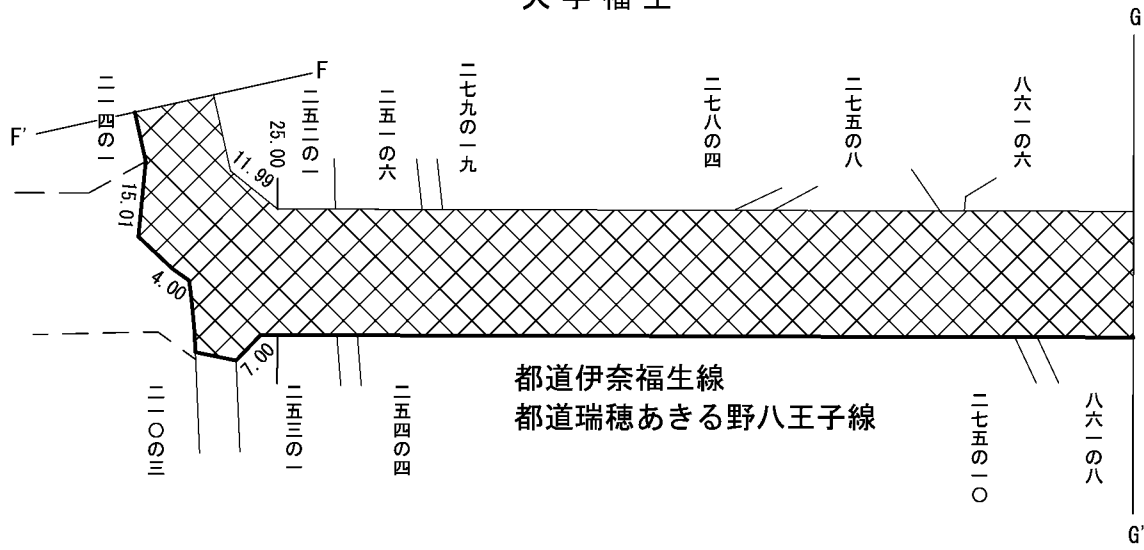
二 変更の区間 福生市大字福生六百四十七番一地从先から同所二千二百五十番二十地先まで

三 変更の概要 別図表示のとおり



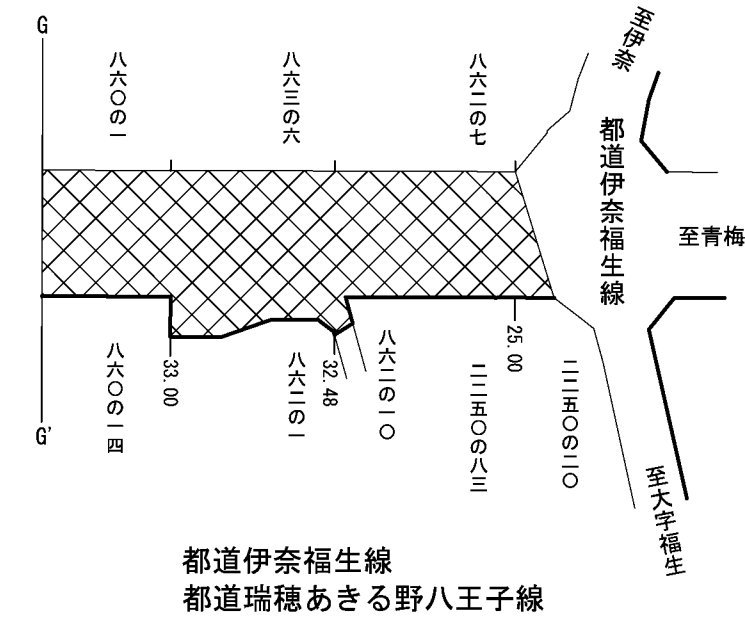
福生市

大字福生



福生市

大字福生



公 告

特定開発行為に関する対策工事等の完了につ
いて

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に
関する法律（平成十二年法律第五十七号）第十条第一項の
規定に基づき許可した次の特定開発行為に関する対策工事
等は、完了した。

令和四年三月十日

東京都知事 小 池 百合子

開発区域又は工区に 許可を受けた者の
含まれる地域の名称 住所及び氏名

板橋区大門九番一及び同番二 目黒区目黒一丁目二十四番
四号
株式会社ベストウェイ
代表取締役 黒田 史郎

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
三〇円
(郵送料を含む。)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

